

# 申入書

千葉地方裁判所  
所長 小川秀樹殿

2018年5月21日



弁護士	葉	山	岳	夫
同	一	瀬	敬	一郎
同	広	瀬	理	夫
同	大	口	昭	彦
同	遠	藤	憲	一
同	久	保	田	理子
同	長	谷	川	直彦
同	藤	田	正人	人
同	西	村	正治	正治
同	浅	野	史哲	生也
同	吉	田	哲	吉田哲也

## 第1 申入の趣旨

- 1 現在貴庁新館1階フロア内西側入口において実施されている、入庁者に対する手荷物検査（以下、「本件手荷物検査」と言う）を直ちに中止すること
- 2 今後、貴庁職員をして法的根拠のない写真及びビデオの撮影を一切行わせないこと。
- 3 今後、貴庁庁舎内において千葉県警察警備部所属の警察官（以下、単に「警察官」と言う）による警備警察活動を一切行わせず、また上記警備警察活動について貴庁庁舎設備の使用をはじめとする一切の便宜供与を行わないこと。

## 第2 申入の理由

- 1 当職らは三里塚芝山連合空港反対同盟顧問弁護団に所属する弁護士である。
- 2 2018年2月27日の平成22年（行ウ）第29号事件の口頭弁論期日に際し、入庁しようとした上記事件の傍聴希望者らが法的根拠の不明な本件手荷物検査に口頭で抗議したところ、貴庁職員は3名を庁外退去処分として違法な自力救済をもって庁外に排除した。
- 3 さらに2018年4月24日の平成22年（行ウ）第45号事件の口頭弁論期日に際して、当職らは貴庁職員及び警察官による下記の違法行為を確認している。

### （1）貴庁職員の行為

ア 本件手荷物検査に際して、カバン等を一切所持せずただ片手にチラシ1枚を所持していただけにすぎない上記事件の傍聴希望者が手荷物検査に抗議してこれを拒否したところ、同人が庁外退去処分とされ、やはり違法な自力救済をもって庁外に排除された。

イ 他の傍聴希望者が本件手荷物検査の実施そして上記アの違法不当な行為に口頭で抗議をしたところ、氏名所属不詳の貴庁職員1名が上記傍聴希望者らの承諾を得ることのないままその容貌をビデオで撮影する違法な行為を開始し、抗議を受けてもこれをやめることがなかった。

## (2) 警察官の行為

貴庁職員による上記(1)の違法な行為と併行して、多数の千葉県警察警備部所属の私服警察官、及び同県警察機動隊所属と推測される屈強な制服警察官が貴庁新館1階フロア内を徘徊し、3名が上記(1)イと同様に違法なビデオ及び写真の撮影を開始し、抗議を受けてもこれをやめようとはしなかった。

4 また、2018年5月14日の平成18年（ワ）第2218号事件の口頭弁論期日に際しても下記の事実を確認している。

(1) 貴庁新館1階北側に位置する106号ないし108号調停室には、上記事実の開廷前から閉廷後に至るまで私服及び制服警察官計20名程度がそれら調停室の本来の使用目的に沿うことなくこれを阻害していたまま漫然と屯し、開廷前においては私服の警察官がそこから頻繁に出入りしては本件手荷物検査の現場、あるいは新館1階ロビーで当職らと打合せ中であった訴訟当事者の様子を窺っていた。

(2) 濃紺の鎧付き帽子を目深に被り白マスクで覆面をした凡そ職務遂行中の公務員らしからぬ風体の私服警察官2名が、本件手荷物検査に実施場所に隣接した地点（新館1階西側入口から入って右側の、従前は簡易ブースでフロアから仕切られて椅子が設定され、入庁者の待合室として使用されていた場所であるが、本件手荷物検査の際には立ち入り禁止とされていた）をみだりにうろつきまわって、本件手荷物検査に抗議している上記事件の傍聴希望者の容貌を確認し終始その動向を監視していた。

5 上記2及び3(1)の貴庁及び貴庁職員の行為の問題点

(1)ア 貴庁においては、今年に入ってから突然、入庁者に対する本件手荷物検査が実施されている。検査の態様は入庁者が所持しているカバン等の内容物を開披させたうえで、空港にあるような金属探知機をくぐらせるというものであって、とりわけ前者の開披の強要は権利侵害の態様と程度が極めて高いものである。

イ 本件手荷物検査に携わる貴庁職員は口でこそ「ご協力をお願いします」等とあたかも「任意の協力」を要請しているかのように装ってはいるものの、本件手荷物検査を受忍する所以でなければ傍聴希望者であれ訴訟当事者であれ傍聴・出廷はおろか入庁さえ許可されないのであるからその実態は無令状での所持品検査に等しい。裁判所は本来的に市民が権利として利用するものとしてはじめてその存立が認められているのであって、適法性さえあやふやな本件手荷物検査を受忍しなければ入庁が許可されないとすること自体がまずもって転倒した事態である。

ウ さらに、カバン等を所持せず片手にチラシを持っていただけの傍聴希望者を庁外退去処分としたことには一切合理的な理由が認められるものではない。所持していないカバンの内容を開披できるはずがないのであるから、このことは自明である（仮に手に持っていたチラシの内容を貴庁職員に提示しなかったことが理由であるというのであれば、それこそ論外である）。

エ 貴庁及び貴庁職員の意図目的、そして倅管理等を口実とする本件手荷物検査の正体はこの一事から明らかである。付近を徘徊していた警察官と連携して傍聴希望者を威圧・挑発し（そうでなければ何故20名以上もの貴庁職員が本来の業務を放棄して本件手荷物検査の場に長時間に亘って蝋集するのであろうか）、少しでも抗議をしようものならば庁外に放り出すことを目的としているのであって、裁判公開制度（憲法第82条）及び当事者が裁判を受ける権利（憲法第32条）の趣旨を没却するものである。

(2) 傍聴希望者の容貌をその承諾を得ることなく撮影することは重要な人権侵害を伴うものである。手荷物検査に口頭で抗議しているにすぎない傍聴希望者に対して司法警察職員でもない貴庁職員が上記撮影に及んだことは、最高裁判所昭和44年12月24日大法廷判決の趣旨に照らして到底許されるものではなく、言語道断と言わなければならない。

そもそも裁判所においては、在庁者のプライバシー保護等を理由あるいは口実として庁舎内における写真撮影が厳に禁止されてきたところであり、これに従わない者、甚だしきはただ単に撮影機能付の携帯電話を所持していただけの者に対して、その法的根拠さえ薄弱な自力救済として撮影機器の取り上げ、画像データの消去、さらには庁外退去処分さえもが行われてきたところである。

そうであるにもかかわらず、貴庁においては職員が上記違法撮影に及んでいるのであるから、もはや矛盾拳動を通り越して厚顔無恥も甚だしい。

#### 6 上記3(2)及び4の警察官の行為の問題点

上記3(2)の警察官による写真及びビデオの撮影もまた、前記最高裁判所昭和44年12月24日大法廷判決に照らし違法であることは明らかである。

さらに、犯罪捜査ではなく情報収集活動を任務とする警備警察が裁判所庁内を我が物顔で闊歩して訴訟の一方当事者や傍聴希望者の動向を伺うにとどまらず、違法な写真及びビデオの撮影を行い、抗議する傍聴希望者の前に拳銃と棍棒で武装した制服警察官が立ちはだかると言う事態は、上記2ないし4の各事件の傍聴希望者ひいては訴訟の一方当事者を不当に威圧しこれを畏怖させる意図目的でなされたものでしかなく、そこには一片の正当性も品位も存在しない。

#### 7 貴庁の行為の問題点

上記2ないし4の事象がすべて貴庁と警察官との綿密な事前謀議のうえで傍聴希望者及び訴訟の一方当事者に対する威圧あるいは恫喝として実施されたものであることは、上記各事象の際に前記の風体の者も含めた私服制服の警察官が貴庁新館1階ロビーを威圧的に徘徊して傍聴希望者への威圧と人定を行ない、あまつさえ貴庁職員と一緒にになって違法な写真及びビデオの撮影に及んだこと、そして貴庁が便宜供与として複数の調停室を警察官に使用させていたことから明らかである。

このことは貴庁に係属中の事件についてその審理が果たして本当に独立した裁判官（憲法第76条）のもとで真に公平かつ中立になされているのか、ということについて極めて深刻な疑義を生じさせるものである。

### 第3 結語

以上のとおりであるから、独立した司法府に相応しい良識と良心を貴庁が回復すべく、第1に記載したとおり厳重に申し入れる次第である。

以上